

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年11月19日

静岡県知事 川勝平太

このプロポーザルに関する事務を担当する機関

〒438-0086 静岡県磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館1階

静岡県西部地域局 地域課

電話番号 0538-37-2209 FAX番号 0538-37-2764

E-mail seibu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県西部地域広域移住体験ツアー業務委託

(2) 業務目的

県外在住者に対して移住地としての静岡県西部地域の認知度向上を図るとともに、本地域の特長のひとつである“農業”について就農過程等を紹介し、就農希望者へのPRへ繋げるため、複数市町と連携した広域移住体験ツアーを実施する。ツアーの行程の中で就農者訪問以外に、先輩移住者との交流会や市町の魅力的な場所の見学、住環境の見学等を行い、移住後の生活を想像してもらうことにより、管内市町への移住者増加、具体的な移住相談件数の増加に寄与することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月16日（水）

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、1,000,000円（消費税込み）未満とする。

2 プロポーザルに参加するために必要な要件

次の(1)から(7)までの全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県西部地域（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町のいずれか）に本社又は営業所を有し、かつ次のア、イいずれかに該当すること。

ア 静岡県における一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「広告代理」、「イベント」又は「車両運行管理」の営業種目について競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ 旅行業法に基づき登録している国内旅行業者であること。

(3) 過去に移住・定住、観光関連のいずれかにおいて、イベント又はツアーの実績があること。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中でないこと。

(5) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でない

こと。

(7) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

3 プロポーザルに係る関係書類の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和3年11月19日（金）の午前9時から令和3年11月30日（火）の午後4時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県西部地域局ホームページに掲載する。

<<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-460/2021ijyuutour.html>>

4 プロポーザルへの参加申込み

(1) 提出資料

プロポーザル参加意向書、応募要件確認申請書、応募要件確認資料

(2) 提出方法

書面は持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。

(3) 提出期間

ア 持参の場合

令和3年11月19日（金）から令和3年11月30日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

イ 郵送の場合

令和3年11月30日（火）必着

(4) 提出先

静岡県西部地域局地域課

〒438-0086 磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館1階

電話番号 0538-37-2209 FAX番号 0538-37-2764

E-mail seibu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 提出部数

1部

5 プレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者の選定

- (1) プロポーザル参加意向書を提出した者が5者を超えた場合は、次の掲げる評価項目の評価の合計が上位5者程度をプレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者として選定する。
 - ア 業務実績が移住・定住に関連するものであるか。
 - イ 業務実績が国、地方公共団体又は観光関連団体から直接契約したものであるか。
 - ウ 過去のイベント、ツアーの参加者等の定員における申込者の割合、実績等
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、電子メール及び書面（選定通知書）により、令和3年12月1日（水）までに通知する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
企画提案書、見積書
- (2) 提出方法
書面は持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。
- (3) 提出期間
 - ア 持参の場合
令和3年12月1日（水）から令和3年12月3日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間
 - イ 郵送の場合
令和3年12月3日（金）必着
- (4) 提出先
「4 プロポーザルへの参加申込みの(4)提出先」に示すとおり。
- (5) 提出部数
9部

7 非選定理由に関する事項

- (1) プロポーザル参加意向書を提出した者のうち、プレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を電子メール及び書面（非選定通知書）により、令和3年12月1日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) (2)の書面は、「4 プロポーザルへの参加申込みの(4)提出先」に示す提出先まで提出すること。提出方法は、電子メール、郵送、持参のいずれの方法でも可とする。ただし、持参以外の場合は、その旨を電話で連絡すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の提案内容等について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、企画提案書の評価を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は計2名までの出席を認めるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングは、「5プレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者の選定」によりプレゼンテーション及びヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日程

令和3年12月6日(月)午後

(1者に対し発表10分、質疑応答10分程度、詳細な時間については別途通知する。)

イ 場所

静岡県中遠総合庁舎内会議室

ウ プレゼンテーション及びヒアリング事項

(7) 企画提案書の提案内容等についての説明

(4) 質疑応答

9 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目の評価の合計が最も高いものを契約予定者として特定するものとする。ただし、最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

ア 業務目的及び内容の理解

イ 企画提案力

ウ 実施スケジュール及び実施体制

エ 業務実績

オ 所要経費の妥当性

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、電子メール及び書面(特定通知書)により、令和3年12月7日(火)までに通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を電子メール及び書面(非特定通知書)により令和3年12月7日(火)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(4) (2)の書面は、「4プロポーザルへの参加申込みの(4)提出先」に示す提出先まで提出すること。提出方法は、電子メール、郵送、持参のいずれの方法でも可とする。ただし、持参以外の場合は、その旨を電話で連絡すること。

11 契約保証金について

契約予定者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。また、契約保証金は、契約の履行を確認した後に還付する。なお、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 次のア、イの全てを満たす者であるとき。

ア 静岡県における一般業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ 過去10カ年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と契約を複数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

12 その他

- (1) 詳細は、令和3年度静岡県西部地域広域移住体験ツアー業務委託「企画提案募集要領」及び同業務委託「仕様書」による。(静岡県西部地域局ホームページに掲載)
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県西部地域局地域課とする。